

□活動方針

2008年11月～2009年11月にかけての改正建築士法施行および円滑化対応に関して、JSCAは全力を挙げて活動を展開し、構造設計職能を代表する日本で唯一の協会として、建築設計界のみならず、広く社会に認知されるに至った。

このため、2009年度末から始まった、法令改正に係る「建築基準法等制度見直し検討会」へのJSCA委員の参加要請、国土交通省住宅局建築指導課主導の、告示・施行規則改正による建築物の審査、施工段階における円滑化を目的とした「審査手続き」「申請図書」「軽微な変更」検討部会への委員派遣要請、2010年6月施行の改正告示・施行規則の周知のためのマニュアル作成等への委員派遣・協力要請など、職能を代表する協会としてのJSCAに各種の要請が来るようになり、いずれに対しても積極的に対応してきた。今後とも、JSCAの活動に期待される事項がますます増加することは間違いない。

2010年度も上記のほか、定款第3条に定める目的達成のための対外的、社会的な活動を引き続き継続するとともに、公益法人関連法対応、会員増強、事務局強化など、協会の新体制を構築・強化して行く。

また、研修活動、業務委託契約、賠償責任保険などを通

じた会員支援、JSCA賞・構造デザイン発表会などによる会員の活動成果公表機会の充実など、会員に向けた活動も充実し、会員意識の高揚、会員メリットの享受も図る。

さらに、委員会活動の充実、活動成果の展開、ホームページを活用した効率的な広報活動の推進など、協会活動を一層充実し、体質の一層の強化を図るとともに、会員数増加に繋げて行く。

これらの課題に対応するため、2010年度は、以下の5項目を重点目標として活動を行う。

- 1) 協会の新体制の構築
- 2) 職能向上へ向けた活動と会員への支援
- 3) 構造技術者の活動成果公表機会の充実
- 4) 建築関連法令改善へ向けた活動と国への意見具申
- 5) 協会活動の全般的活性化推進

上記のほか、1993年以来、概ね2年おきに中国にて開催され、JSCA国際委員会が協力して来た「日中建築構造技術交流会」の第9回交流会が初めて日本で開催される。開催主体は同交流会だが、JSCAも主体的に協力して行く。

□事業計画

1. 重点目標に関連する事業

- 1) 協会の新体制の構築
 - (1) 公益法人関連法に対応した協会の新体制検討と新法人移行の準備
 - (2) 会員増強活動の継続と若手の入会促進
 - (3) 事務局の体制強化
- 2) 職能向上へ向けた活動と会員への支援
 - (1) 自己研鑽のための研修の充実
 - (2) 業務委託契約と業務報酬適正化の推進
 - (3) 構造設計賠償責任保険の普及活動
 - (4) JSCA建築構造士資格制度の推進と社会への広報
- 3) 構造技術者の活動成果公表機会の充実
 - (1) JSCA賞のあり方の再構築
 - (2) 構造デザイン発表会の充実
- 4) 建築関連法令改善へ向けた活動と国への意見具申
 - (1) 建築基準法等の見直し検討会への提言
 - (2) 構造設計一級建築士の有効活用へ向けた活動
 - (3) 構造関係技術基準改善の提案
- 5) 協会活動の全般的活性化推進
 - (1) 委員会の刷新と充実
 - (2) 本部・各支部委員会活動の調整と成果の統合
 - (3) ホームページを活用した広報活動の推進
 - (4) 日中建築構造技術交流会の東京開催対応

2. その他の定款に定める事業

- 1) 建築構造の設計、工事監理等に関する調査研究
 - (1) 建築構造の設計、工事監理等に関する調査研究
 - (2) 第三者による構造性能確認を行うピアレビュー制度の推進
 - (3) 建築構造に関する受託調査研究の実施
- 2) 建築構造の設計、工事監理等に関する基準の作成
 - (1) 建築構造の性能設計・監理に関する規準の必要に応じた見直し、検討及び普及
 - (2) 建築構造技術者の職能・業務・報酬基準の必要に応じた見直し、検討
- 3) 会誌及び技術書の刊行
 - (1) 会誌の発行
 - (2) 「RC・S・木造建築構造の設計」をはじめとする技術書の必要に応じた見直し、刊行
 - (3) 協会PRのための出版物の刊行
- 4) 建築構造技術の向上に関する国際交流の推進
 - (1) 日米建築構造技術協議会の実施
 - (2) 日中建築構造技術交流会開催への協力
 - (3) 世界構造技術者会議開催への協力
 - (4) 英国構造技術者協会との交流
 - (5) 建築構造設計に関する国際会議等への参加
- 5) 建築行政への協力及び提言
 - (1) 建築設計・工事監理業務の専門分化に伴う諸制度の見直しに関する行政への提言及び協力
 - (2) 建築構造に関する技術基準等の制定・改定について行政への協力及び提言

-
- (3) 既存建築物の耐震化推進に関する行政への協力
 - (4) 建築構造技術者の資格、業務報酬基準等に関する法制度運用への提言及び協力

6) 関係諸団体との相互交流

- (1) 建築構造技術者の資格制度、継続職能開発(CPD)について、関係諸団体との連携
- (2) 各種催物の共催等、関係諸団体との協力・交流の促進
- (3) 建築構造設計・監理に関わる業務報酬体系整備に関する関係団体との共同研究および調整

- (4) 関係諸官庁、諸団体の委員会への委員の推薦

7) その他本協会の目的達成のための事業

- (1) 建築構造の重要性に関し、社会的理解に資するための講演会、展示会等の開催
- (2) 平常時及び非常時における、一般市民・地域行政を対象にしたボランティア活動の実施
- (3) 会員の相互啓発のための研究発表会、講習会、見学会、海外視察等の開催
- (4) 建築構造に関わる優れた業績の表彰(JSCA賞等)